

平成 29 年度 (2017 年度)

## 豊中市非常勤職員選考試験募集案内

平成 30 年 (2018 年) 1 月

豊中市

|           |   |
|-----------|---|
| 1. 募集職種   | ①就労支援専門員 ②専門相談員   |
| 2. 勤務場所   | 市民協働部くらし支援課   |
| 3. 勤務内容   | <自立・就労支援相談業務><br>求職者に対する就労支援、就労相談、求人開拓、債務相談、生活支援に関する業務 (週30時間、週4日、1日7.5時間勤務)  |
| 4. 勤務時間   | 週 30 時間勤務 (1 日 7.5 時間、週 4 日勤務)  |
| 5. 報酬     | ①月額 187,379 円 (平成 29 年 12 月現在)<br>②月額 184,344 円 (平成 29 年 12 月現在)<br>※通勤分報酬あり (上限 55,000 円)<br>※その他の手当 (期末勤勉手当、退職手当等) は支給されません。  |
| 6. 任用期間   | 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで (1 年間)<br>※1 年間で良好な成績で勤務した場合には、再任されることがあります。  |
| 7. 採用予定人数 | 4 人   |
| 8. 受験資格   | 昭和 28 年 (1953 年) 4 月 2 日以降に生まれ、<br>①平成30年3月までに就労支援や生活支援、ハローワーク等での職業紹介、企業での人事労務や営業などの実務経験が3年以上ある人<br>②就労支援や生活支援、ハローワーク等での職業紹介、企業での人事労務や営業などの実務経験がある人<br>○地方公務員法第 16 条 (下記参照) に定める欠格条項に該当する人は受験できません。<br><div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><ol style="list-style-type: none"><li>成年被後見人又は被保佐人 (民法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 149 号) 附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)</li><li>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</li><li>当該地方公共団体 (豊中市) において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者</li><li>人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条に規定する罪を犯し刑に処せられた者</li><li>日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</li></ol></div> |
| 9. 試験科目   | 書類選考 (試験申込書・作文)、個人面接<br>【作文課題】「障害のある人、ひとり親、65 歳以上の高齢者、就業経験が少ない若者など就労に困難な問題を抱えた人々に対する就労支援においては、どのような取り組みが必要と考えますか。これまでの経験をふまえて、述べてください。」(1,200 字以内、別紙様式、本人自筆)  |
| 10. 申込方法  | 所定の試験申込書 (写真添付、本人自筆のこと)・作文及び合否通知返信用定形封筒 (23.5 cm×12 cm、450 円分の切手を貼付) をくらし支援課へ提出 (随時受付)。郵送の場合は、封筒の表に「申込書在中」と朱書きし、簡易書留郵便にて下記お問合せ先に送付してください。申込書受付後、個人面接試験の時間を連絡します。  |
| 11. 合否通知  | 本人宛文書にて合否を通知します。  |
| 12. その他   | ・申込みにより送付された情報はこの採用試験の円滑な遂行のために用い、その他の 目的には一切使用しません。<br>・採用者が決定次第、募集は終了します。   |
| 13. お問合せ先 | 豊中市市民協働部くらし支援課<br>☎06-6858-6863 〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1  |